

＜福島第一原子力発電所プラント状況等のお知らせ＞
(4月6日 午後8時現在)

平成23年4月6日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

福島第一原子力発電所は全号機（1～6号機）停止しております。

1号機（停止中）

- ・ 3月12日午後3時36分頃、直下型の大きな揺れが発生し、1号機付近で大きな音があり白煙が発生しました。水素爆発を起こした可能性が考えられます。
- ・ 3月23日午前2時30分頃、給水系から原子炉への海水注入を開始しました。
- ・ 3月25日午後3時37分より原子炉への淡水の注入を開始しました。
- ・ 4月2日、タービン建屋の一部の照明が点灯しました。
- ・ これまで原子炉への淡水注入用の電動ポンプの電源は仮設電源より供給していましたが、電源を外部電源から受電するようにするため、4月3日午前10時42分から午前11時52分、一時的に消防ポンプに切り替えて淡水の注入を行いました。現在は、外部電源から受電した電動ポンプで淡水の注入を行っております。
- ・ 原子炉格納容器内に水素ガスが蓄積している可能性があることから、格納容器内に窒素ガスを注入することを検討中。

2号機（停止中）

- ・ 3月15日午前6時頃に圧力抑制室付近で異音が発生、同室の圧力が低下。
- ・ 3月26日午前10時10分より淡水の注入を開始しました。
- ・ 4月2日、タービン建屋の一部の照明が点灯しました。
- ・ これまで原子炉への淡水注入用の電動ポンプの電源は仮設電源より供給していましたが、電源を外部電源から受電するようにするため、4月3日午前10時22分から午後0時6分、一時的に消防ポンプに切り替えて淡水の注入を行いました。現在は、外部電源から受電した電動ポンプで淡水の注入を行っております。

3号機（停止中）

- ・ 3月14日午前11時1分頃、1号機同様大きな音とともに白煙が発生したことから、水素爆発を起こした可能性が考えられます。
- ・ 3月25日午後6時2分より原子炉への淡水の注入を開始しました。
- ・ 4月2日、タービン建屋の一部の照明が点灯しました。
- ・ これまで原子炉への淡水注入用の電動ポンプの電源は仮設電源より供給していましたが、電源を外部電源から受電するようにするため、4月3日午前10時03分から午後0時16分、一時的に消防ポンプに切り替えて淡水の注入を行いました。現在は、外部電源から受電した電動ポンプで淡水の注入を行っております。

4号機（定期検査で停止中）

- ・ 3月15日午前6時頃、大きな音が発生し、原子炉建屋5階屋根付近に損傷を確認。
- ・ 3月31日、タービン建屋の一部の照明が点灯しました。
- ・ 現時点において、原子炉格納容器内での冷却材漏えいはないと考えております。

5号機（定期検査で停止中）

- ・ 安全上の問題がない原子炉水位を確保しております。
- ・ 3月19日午前5時、残留熱除去系ポンプ（C）を起動し、使用済燃料プールの冷却を開始しました。
- ・ 3月20日午後2時30分、原子炉は冷温停止状態となりましたが、3月23日午後5時24分ごろ、仮設の残留熱除去海水系ポンプの電源を切り替えた際、自動停止しました。その後、3月24日午後4時14分頃、交換したポンプを起動し、同日午後4時35分頃、原子炉の冷却を再開しました。
- ・ 現時点において、原子炉格納容器内での冷却材漏えいはないと考えております。

6号機（定期検査で停止中）

- ・ 安全上の問題がない原子炉水位を確保しております。
- ・ 3月19日午後10時14分頃、残留熱除去系ポンプ（B）を起動し、使用済燃料プールの冷却を開始しました。
- ・ 3月20日午後7時27分、原子炉は冷温停止状態となりました。
- ・ 代替の残留熱除去海水系ポンプ2台について、3月25日午後3時38分および午後3時42分に仮設の電源から本設の電源に切り替えを行いました。
- ・ 現時点において、原子炉格納容器内での冷却材漏えいはないと考えております。

使用済燃料プールの冷却作業

- ・ 今後も使用済燃料プールの状況を確認しながら、必要に応じて放水・注水したいと考えております。

タービン建屋地下の排水作業

- ・ 4月3日午後1時55分、1号機の復水器から復水貯蔵タンクへの移送を開始しました。
- ・ 4月2日午後5時10分頃、2号機の復水器から復水貯蔵タンクへの移送を開始しました。

その他

- ・ モニタリングカーによる発電所構内（屋外）の放射性物質（ヨウ素等）の測定値が通常値より上昇しており、以下のとおり、原子力災害対策特別措置法第15条第1項の規定に基づく特定事象（敷地境界放射線量異常上昇）が発生したと判断しています。
- ・ 3月12日午後4時17分に判断（MP 4付近）
- ・ 3月13日午前8時56分に判断（MP 4付近）
- ・ 3月13日午後2時15分に判断（MP 4付近）
- ・ 3月14日午前3時50分に判断（MP 6付近）
- ・ 3月14日午前4時15分に判断（MP 2付近）
- ・ 3月14日午前9時27分に判断（MP 3付近）
- ・ 3月14日午後9時37分に判断（発電所正門付近）
- ・ 3月15日午前6時51分に判断（発電所正門付近）
- ・ 3月15日午前8時11分に判断（発電所正門付近）
- ・ 3月15日午後4時17分に判断（発電所正門付近）
- ・ 3月15日午後11時5分に判断（発電所正門付近）
- ・ 3月19日午前8時58分に判断（MP 5付近）

なお、測定値が 500 μ Sv/h を超過した後、500 μ Sv/h 付近で下降、上昇を繰り返した場合、同一事象が継続していると考え、改めて原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象（敷地境界放射線量異常上昇）が発生したという判断は行わないこととします。ただし明らかに異常な値が計測され、同一事象でないことが明らかなる場合は、速やかに判断するとともにお知らせしてまいります。

- ・ 放射性物質放出の恐れがあるため、半径 20 k m 以内の地域住民に対して国から避難指示が出されており、また半径 20 k m から 30 k m までは屋内退避指示が出されています。
- ・ 使用済燃料プールへの放水および原子炉への注水に使用している消防車は、東京消防庁の他にも各地消防本部*から 12 台の貸与を受けております。また、新潟市消防局および浜松市消防局からは、大型除染システムの設置、運用に関するご指導を受けております。
* 郡山地方広域消防組合消防本部、いわき市消防本部、須賀川地方広域消防本部、米沢市消防本部、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部、宇都宮市消防本部、さいたま市消防局、新潟市消防局
- ・ 3 月 22 日までに 1～6 号機の外部電源の受電を開始しました。
- ・ 4 月 1 日午前 11 時 35 分頃、米軍のはしけ船のホース手直し作業のため、岸から船に乗り込む際、作業員 1 名が海に落下しました。すぐに周囲の作業員に救助され、けがおよび外部汚染はありませんでしたが、念のため、ホールボディカウンタによる内部取り込みの確認を行います。
- ・ 4 月 2 日より、集中環境施設の建屋内に溜まった水を 4 号機のタービン建屋内に移送しておりましたが、4 月 4 日、3 号機のトレンチの立坑の水位が 4 月 3 日より約 15 c m 上昇しており、経路は不明であるものの、4 号機のタービン建屋内の水が 3 号機のトレンチに流れている可能性も否定できないことから、念のため、4 月 4 日午前 9 時 22 分、4 号機のタービン建屋内への移送を停止しました。なお、現在の 3 号機のトレンチの立坑の水位は、移送停止時の水位から大きな変化はなく、安定しております。
- ・ 2 号機取水口付近からの放射性物質を含む液体の海への流出の止水対策として、4 月 5 日より、立坑周辺の穴から凝固剤の注入を開始しておりましたが、4 月 6 日、午前 5 時 38 分頃、ピット側面のコンクリート部分からの海への流出が止まったことを確認しました。

昨日からの作業として、立坑に繋がる電線管周辺および立坑の 9 箇所にボーリング作業により穴を開け、トレーサ液による流水経路の確認を行った後、碎石部・周辺地盤に凝固剤を約 6,000 リットル注入いたしました。9 時 30 分現在、引き続き海への流出は確認されておりません。

現在、止水状況をさらに完全なものとするため、当該箇所に漏水防止のための補強を施し、凝固剤注入の継続を含めた今後の対策を検討してまいります。また、2 号機タービン建屋内の水位に変化がないことを確認しております。今後、その他の漏えいの有無を確認してまいります。

(4 月 6 日お知らせ済み)

4 月 6 日、取水口の流出していた箇所について、ゴム板と治具により止水の対策を講じました。今後も漏えいの有無を継続監視してまいります。

- ・ タービン建屋内には多量の放射性廃液が存在し、特に 2 号機の廃液は極めて高いレベルの放射性廃液であり、これを安定した状態で保管するには、集中廃棄物処理施設に移送することが必要と判断しました。しかし、同施設内には、現状、1 万トンの低レベル放射性廃液が既に保管されており、新たな液体を受け入れるには、現在保管されている低

レベルの廃液を排出する必要があります。また、5号機および6号機では、サブドレンピットに低レベルの地下水が溜まり、建屋の内部に地下水の一部が浸入しており、原子炉の安全確保上重要な設備を水没させるおそれがあります。このため、極めて高い放射性廃液をしっかりと管理貯蔵するために、集中廃棄物処理施設内に溜まっている低レベルの滞留水（約1万トン）と、5号機および6号機のサブドレンピットに保管されている低レベルの地下水（延べ1,500トン）を、原子炉等規制法第64条1項に基づく措置として、準備が整い次第、海洋に放出することとしました。

なお、この低レベル滞留水等の海洋放出にともなう影響としては、近隣の魚類や海藻などを毎日食べ続けると評価した場合、成人の実効線量は、年間約0.6ミリシーベルトと評価しており、これは、一般公衆が自然界から受ける年間線量（2.4ミリシーベルト）の4分の1であります。

（4月4日お知らせ済み）

4月4日午後7時3分より、集中廃棄物処理施設内に溜まっている低レベルの滞留水（約1万トン）について、海洋への放出を開始しました。

また、同日午後9時より、5号機および6号機のサブドレンピットに保管されている低レベルの地下水（延べ1,500トン）について、海洋への放出を開始しました。

- ・ 4月5日午後3時から午後4時30分まで、発電所南側の防波堤に専用港内からの汚染水の流出を防ぐため、破損していた鋼製の止水板の代わりに防波堤周辺で大型土のうによる止水工事を開始しました。引き続き止水作業を継続してまいります。
- ・ 安全の確保に向け全力を尽くしてまいるとともに、引き続き周辺環境のモニタリングを継続・監視してまいります。

以 上